

頭を打つ**事故**や**脳**の**病気**で※
脳にダメージを負ったあなたへ



※前と様子がちがうと感じておられたら、パンフレットを手にとってみてください

それ、もしかすると
「高次脳機能障害」 かもしれません。

- 言われたことを忘れる
- 予定を思い出せない



- 集中が続かない
- 複数のことを同時にできない



- 要領が悪い
- 予定が立てられない
- 無計画な行動をとる



- 我慢ができない
- 些細なことにこだわる



高次脳機能障害の理解と支援

もくじ

1.	高次脳機能障害とは	…	2
	主な原因	…	2
2.	主な症状とその対応		
	注意障害	…	3
	記憶障害	…	4
	遂行機能障害	…	5
	社会的行動障害	…	6
3.	診断について	…	7
4.	発症・受傷から社会復帰までの流れ	…	8
5.	相談・支援の流れ	…	9
6.	高次脳機能障害を支える社会制度	…	10

京都府リハビリテーション支援センター 京都府北部リハビリテーション支援センター

京都府では、平成19（2007）年度に、高次脳機能障害支援拠点として、京都府リハビリテーション支援センターを開設しました。また平成30年9月からはサテライトセンターとして、北部リハビリテーション支援センターも開設しました。市町村や医療、福祉の各関係機関及び地域との連携に努め、高次脳機能障害の当事者、ご家族を支える体制づくりを推進します。

1. 高次脳機能障害とは…

頭部に強い衝撃を受ける事故や脳の病気によって、脳がダメージを受け、脳機能に支障をきたす障害です。

記憶力や注意力、考える力の低下などの症状が出て、日常生活や社会活動が困難になることがあります。

これらの症状は、本人や周囲の人も気づきにくく、理解されづらいという特徴から、「目に見えない障害」と言われています。



頭部外傷…交通事故
転倒転落
スポーツ事故
虐待など



脳血管障害…脳梗塞
脳出血
くも膜下出血
ちやもや病 など



高次脳機能障害の
主な原因は？



その他…脳腫瘍
脳炎
低酸素脳症
アルコール依存症 など



これらの原因に当てはまらない方でも、脳のケガや病気の後から高次脳機能障害の症状が見られる方は、当センターまでご相談下さい。

2. 高次脳機能障害の主な症状とその対応



注意障害

一つのこと集中する、なにかを探す、注意を切り替えるなどの機能が低下します

- 集中が続かない
- 複数のことを同時にできない
- 探し物が見つからない



本人ができる対応

- 一度に多くの作業をしない
- こまめに休憩をとる
- 目や耳で必要な事に気づきやすいように工夫する(付箋・アラーム付きタイマーなど)



周囲の方ができる対応

- 伝える時は短く、端的にする
- 集中しやすい環境をつくる
- 急がせない



記憶障害

覚える・覚えておく・思い出す という機能が低下します

- 覚えられない
- 忘れやすい
- 予定などを思い出せない



本人ができる対応

- メモや手帳、カレンダーや日記等を利用する
- とったメモを、確認するクセをつける
- 物をしまう時は決まった所、種類毎に入れる



周囲の方ができる対応

- 伝える時は言葉だけでなく、視覚的な情報を利用しながら説明する
- 何度も繰り返し行い、習慣化してもらう



遂行機能障害

目標を設定し、計画に合わせる・修正するといった機能が低下します

- 要領が悪い
- 予定を立てられない
- 無計画な行動をとる



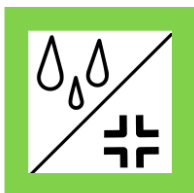
本人ができる対応

- マニュアルを作成し手順書を見ながら行う
- やることリストを作る
- 規則的な生活をこころがける



周囲の方ができる対応

- 一度に多くのことを指示しない
- 急な予定変更をしない
- 伝える時は具体的・明確にする



社会的行動障害

感情や行動を周りの状況に合わせてコントロールする力が低下します

- 我慢ができない
- 些細なことにこだわる
- 感情のコントロールができない
- 場の空気が読めない



本人ができる対応

- 気になることがあれば、深呼吸をしたり、場所を変えて気分転換を図る
- 周りの人に症状があることを伝え理解を促す



周囲の方ができる対応

- 原因を取り除く
- 批判、否定をしない
- 年齢相応の態度で接する
- 場所や話題を変えて、気分転換を図る

※これらの症状以外に言葉に関する機能の障害（失語症）の症状がみられる方もおられます。高次脳機能障害に関連した症状をお持ちの方もご相談いただけます。

3. 診断について

高次脳機能障害診断基準（厚生労働省）

I. 主要症状等

1. 脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認されている。
2. 現在、日常生活または社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害である。

II. 検査所見

MRI、CT、脳波などにより、認知障害の原因と考えられる脳の器質的病変の存在が確認されているか、あるいは診断書により脳の器質的病変が存在したと確認できる。

III. 除外項目

1. 脳の器質的病変に基づく認知障害のうち、身体障害として認定可能である症状を有するが上記主要症状（I-2）を欠く者は除外する。
2. 診断にあたり、受傷または発症以前から有する症状と検査所見は除外する。
3. 先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障害、進行性疾患を原因とする者は除外する。

IV. 診断

1. I～IIIをすべて満たした場合には高次脳機能障害と診断する。
2. 高次脳機能障害の診断は脳の器質的病変の原因となった外傷や疾病の急性期症状を脱した後において行う。
3. 神経心理学的検査の所見を参考にすることができる。

高次脳機能障害の診断は以下の方法で確認します。

画像検査

事故や病気によって、脳が傷ついている事実をMRIやCT、脳波などの検査を行い確認します。

神経心理学検査

スクリーニング検査

比較的短時間で簡単に行える検査で
大まかな状態を捉えます。

必要に
応じて

詳細な検査

それぞれの領域をより詳しくみれる検査を
複数組み合わせ実施します。
(所要時間は検査により異なります)

行動観察による評価

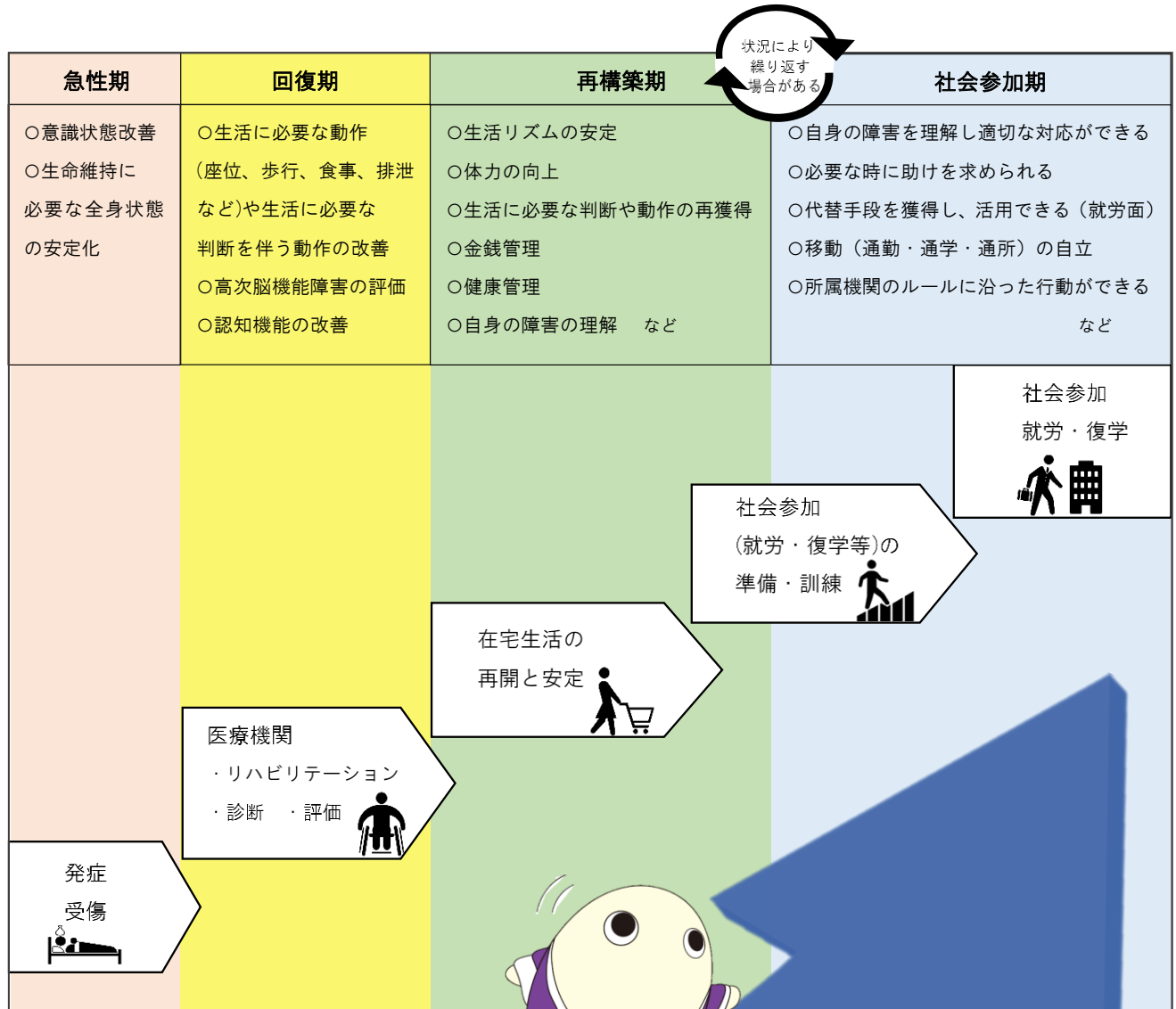
在宅での日常生活や社会活動（職場、学校、買い物、交通機関の利用等）の場面において
見られる症状を確認します。

4. 発症・受傷から社会に復帰するまでの流れ

ご本人の状態、生活環境、ライフステージに応じて社会参加までの流れは異なります。

京都府リハビリテーション支援センターでは、ご本人やご家族、関係機関から高次脳機能障害に関する相談をお受けし、それぞれの段階に応じた継続的な支援を行います。

時期
各段階の目標



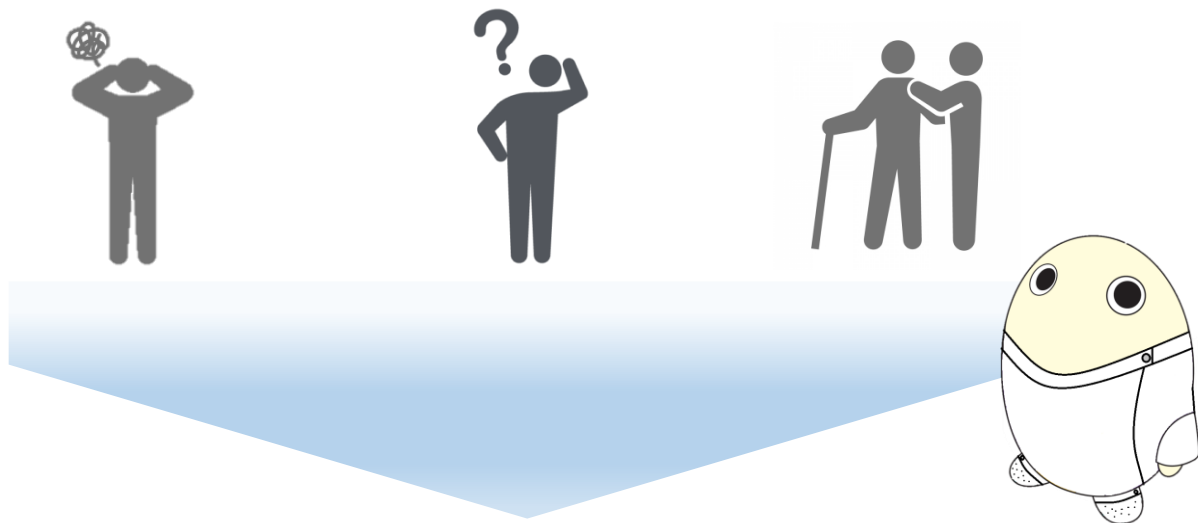
STEP UP!!

5. 相談、支援の流れ

高次脳機能障害は、周囲の理解と対応、社会的な支援を受けることで生活しやすくなります。

ご本人やご家族だけで悩まず、まずはご相談ください。

支援者など、ご本人に関わる方もご相談いただけます。



京都府リハビリテーション支援センターへお電話にてご相談ください。

相談の流れ

連絡

まずはお電話で
支援センターまで
ご連絡ください。



乙訓地域・
南丹、山城北、山城南圏域

075-221-2611

丹後・中丹地域

0773-75-7556

※詳細はP14をご覧ください

支援

- ・各種助言や情報提供
- ・医療・福祉・就労等の支援機関をご紹介
- ・支援機関と共にサポート

相談

経過やお困り事等
状況確認のため
お話を伺います。

6. 高次脳機能障害を支える社会制度

社会保障制度

高次脳機能障害と診断された場合、下記の制度が利用出来る場合があります。

制度を活用して、生活の基盤を整えましょう。

障害者手帳

手帳の取得により、各種税制面などの優遇措置、公共機関等で料金の優遇等を受けることができます。障害の種類や、等級、お住いの地域により受けられるサービスが異なります。

○「精神障害者保健福祉手帳」 高次脳機能障害が残った方

初診日から6カ月経過後に申請できます（要診断書）。

○「身体障害者手帳」 身体や言語に障害が残った方

高次脳機能障害に併せて身体障害や失語症などがある方は、申請できます。

（要府知事指定医師による診断書）

○「療育手帳」 18歳未満で障害が残った方

18歳未満に脳損傷が原因で知的障害の状態になり、日常生活に支障が生じている方は申請できます。申請は18歳到達以後でも受け付けられます。

▷お問い合わせ▷ お住いの市町村障害福祉担当課



障害年金

初診日に年金に加入しているなど以下の条件を満たしていれば申請できます。

○障害基礎年金 発症・受傷時に国民年金に加入している方

①初診日に国民年金保険に加入しており、保険料を納付している。

②障害認定日（初診日から1年6カ月を経過した日、又は65歳に達するまでに症状が固定した日）に、法令により定められた障害の状態にある。

※20歳前に初診日があり、年金未加入者の場合は、障害基礎年金の対象となります。

▷お問い合わせ▷ 各市町村国民年金・国民健康保険担当課

○障害厚生年金 発症・受傷時に厚生年金に加入している方

初診日に厚生年金保険の被保険者であり、障害基礎年金の支給条件を満たしている。

▷お問い合わせ▷ 各年金事務所

所得補償

傷病手当金

健康保険に加入している本人が、病気やケガにより働くことができない状態である時に、健康保険から支給される手当です。（概ね1年6カ月受給可能）

▷お問い合わせ▷ それぞれの健康保険組合

労働者災害補償保険

勤務中、通勤途上の事故の場合、適用される可能性があります。

▷お問い合わせ▷ 職場を管轄する労働基準監督署

雇用保険（失業手当）

退職等を余儀なくされた場合は、雇用保険（失業手当）の対象となります。
（「傷病手当金」等との併給は出来ません）

▷お問い合わせ▷ お住まいの地域のハローワーク

福祉サービス

障害福祉サービス（障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律））

障害者総合支援法による障害福祉サービスの利用ができます。

サービスには在宅ヘルパー派遣などの訪問サービス、日中活動の場を提供する通所サービス、入所施設等住まいの場を提供するサービスなどがあります。

▷お問い合わせ▷ お住いの市町村障害福祉担当課、各相談支援事業所

介護保険

65歳以上または脳血管疾患を原因とする40歳以上の高次脳機能障害を有する方で、要支援や要介護状態になった場合は介護保険サービスを利用できます。

▷お問い合わせ▷ お住いの市町村介護保険担当課、地域包括支援センター

自立支援医療（精神障害者通院医療費助成）

精神障害（高次脳機能障害など）に関する、外来通院、投薬、訪問看護などの医療費が1割負担に軽減されます。

▷お問い合わせ▷ お住いの市町村担当課

自立訓練事業所

自立した日常生活または社会生活ができるよう、

身体機能または生活能力向上のため一定期間必要な訓練を受けられます。

名称	TEL
京都府立心身障害者福祉センター 生活訓練事業所 ひまわり（城陽市）	0774-53-0553
京都市地域リハビリテーション推進センター 障害者支援施設（京都市中京区）	075-925-6256

就労に関して 自分だけで復職、就職しようとする、高次脳機能障害に対して対処が難しいことや、職場の方への説明がうまくできない場合があります。専門機関で相談をしたり、訓練を実際に働く職場でご本人や事業主をサポートするサービスがあります。

就労支援の各種制度

京都障害者職業センター

障害のある方や、障害のある方を雇用する事業主の方などに対して、府内ハローワークや関係機関との連携のもと、職業相談などのサービスを行っています。

名称	TEL
京都障害者職業センター（京都市下京区）	075-341-2666

京都障害者職業相談室

障害のある方の職業の相談・職業の紹介・就職後の職場の問題などについて相談できます。管轄区域以外にお住まいの方は、ハローワーク障害者専門窓口でご相談ください。

名称	管轄区域	TEL
障害者職業相談室（京都市下京区）	京都西陣、京都七条、伏見及び宇治管内	075-341-2626

障害者就業・生活支援センター

就職を希望されている障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、関係機関との連携のもと、就業面及び就業に関わる生活面についての相談に対応します。
※お住いの圏域によって利用できるところが異なります。

京都ジョブパーク

障害のある方を対象に、就労相談や企業実習、職場の定着支援等についてハローワークなどの関係機関と連携して総合的な就職支援を行っています。

名称	TEL
京都ジョブパークはあとふるコーナー（京都市南区）	075-682-8029
北京都ジョブパーク（福知山市）	0773-22-3815

当センターでは、当事者間の交流による対人スキルの獲得や、就労等の支援に結びつけることを目的とした**高次脳機能障害者グループワーク（かもがわグループ）**や、就労や復職前に職業能力を評価し、特性を把握した上で支援することを目的とした**簡易版職業評価***を実施しています。
詳細はリハビリテーション支援センターまでお問い合わせください。
*簡易版職業評価は北部リハビリテーション支援センターでのみ実施。



協力医療機関(高次脳機能障害の検査、診断)

名称	tel
京都府立心身障害者福祉センター附属 リハビリテーション病院 高次脳機能障害専門外来(城陽市)	0774-54-1400
京都府立医科大学附属病院 脳神経内科(京都市上京区)	075-251-5111
京都大学医学部附属病院 精神科神経科(京都市左京区)	075-751-3111
舞鶴赤十字病院 神経内科(舞鶴市)	0773-75-4175

※受診の際は、紹介状等が必要です。事前にご確認ください。

高次脳機能障害の当事者・家族の会 (当事者同士、家族同士が集まり、悩みや困りごとを話し合える場)

～各団体へのお問い合わせについては、京都府リハビリテーション支援センターまでご連絡ください～

団体名	活動拠点
中丹高次脳機能障害者と家族の会「さくら」	丹後・中丹
高次脳機能障害 当事者会アンサーズ	京都市中京区
高次脳機能障害支援「家族会 里やま」	京都市・山城北
高次脳機能障害サポート研究会	長岡京市

相談支援機関

高次脳機能障害に関する総合的な相談ができます

対象圏域	名称	Tel
府内全域	京都府リハビリテーション支援センター (京都市上京区)	075-221-2611
丹後・中丹	京都府北部リハビリテーション支援センター (舞鶴市)	0773-75-7556
京都市	京都市高次脳機能障害者支援センター (京都市中京区)	075-925-6256

◇小学校1年生～高校3年生の児童に関する相談

乙訓・山城	京都府発達障害者支援センターこども相談室 (京田辺市)	0774-64-6000
-------	-----------------------------	--------------

情報の詳細はHPに掲載しております。

(<https://www.pref.kyoto.jp/rehabili/koujinoutop.html>)

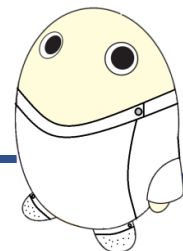
ご自身に必要なサポートについてについてなど、一緒に考えましょう。



京都府リハビリテーション支援センター

▽高次脳機能障害支援相談窓口▽

ご本人、ご家族、支援に関わる方々からのご相談に、
支援コーディネーターが対応します。
高次脳機能障害は、周囲の理解と対応、
社会的な支援を受けることで生活しやすくなります。



▷乙訓地域・南丹、山城北、山城南圏域にお住まいの方 京都府リハビリテーション支援センター

075-221-2611（相談専用電話）

【受付時間】

平日 午前9時～12時、午後1時～5時（土日、祝祭日を除く）

▷丹後・中丹圏域にお住まいの方 京都府北部リハビリテーション支援センター

0773-75-7556（相談専用電話）

【受付時間】

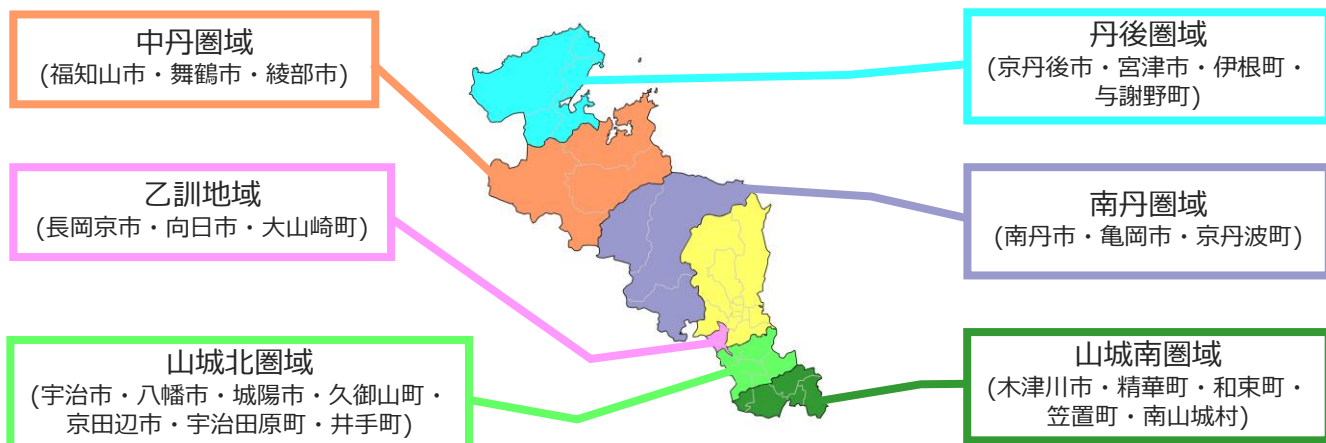
月・木曜日 午前9時～12時、午後1時～5時（土日、祝祭日を除く）

来所相談は、完全予約制です。まずは上記相談専用電話にお電話ください。
支援コーディネーターと相談の上、ご予約頂き、ご来所くださいますようお願いいたします。

▷京都市内にお住まいの方 京都市高次脳機能障害支援センターにご相談ください

075-925-6256（専門相談ダイヤル）

平日 午前8時30分～12時、午後1時～4時（土日、祝祭日を除く）



こんな時にご相談ください

- 高次脳機能障害についての情報が欲しい
- 症状との向き合い方、対応方法について知りたい
- 評価・診断、医療や、
リハビリテーションについて知りたい
- もうすぐ退院だが、
どのように対応したらいいか知りたい
- 自宅での生活に不安がある
- お金の管理や手続きなどができず不安がある
- 仕事のことでも不安がある
- 学校支援について知りたい
- 同じ悩みを持つ当事者や家族と交流がしたい
など

一人ひとり症状は異なります。
問題点が特定の状況にならないと
見えてこないこともあります。

思い当たるところがあれば、まずはお電話ください。

相談電話番号はP 14をご覧ください

京都府リハビリテーション支援センター

〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路の榎井町465（京都府立医科大学内）

TEL : 075-251-5399

FAX : 075-251-5389

Email : rehabili@pref.kyoto.lg.jp

URL <https://www.pref.kyoto.jp/rehabili/>



京都府北部リハビリテーション支援センター

〒624-0906 舞鶴市字倉谷1350-23（京都府中丹東保健所内）

TEL : 0773-75-7557

FAX : 0773-75-7558